

# 労災保険給付の請求手続

## 被災労働者の皆様へ

### 労災保険給付請求に係る事業主証明及び診療担当者の証明について

今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理します。

また、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理します。

なお、この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項及び診療担当者の証明欄の記載事項を請求人が記載し、当該証明を受けられない事情を付記して下さい。

## 労災保険指定医療機関の皆様へ

### 「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」の取扱い

任意様式に、①傷病労働者の氏名、②生年月日、③住所、④事業の名称、⑤事業場の所在地、⑥災害発生日、⑦簡単な災害発生状況等を記載したものを、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」として取り扱うこととします。

なお、事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも受理して頂くようお願いいたします。

### 「療養（補償）給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」の取扱い

既に労災保険制度の対象者であり、他の医療機関からの転医である旨申し出があった場合は、指定医療機関が①傷病労働者の氏名、②生年月日、③住所、④事業の名称等を確認することにより受診できるものとします。

### 「診療費請求内訳書（レセプト）」の取扱い

上記の取扱いにより労働保険番号等が確認できない場合には、空欄のまま請求して下さい。また、その旨を傷病の経過欄に記入した上で、新継再別3の記入を徹底して下さい。